

障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について（令和3年4月から）

・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

・厚生労働大臣が定める者を定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

サービス提供者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）															（各サービスごと） （注3）	実務要件	その他	経過措置		
			養成 研修 （1 2級）	居宅 介護 （3級） 課程	訪問 介護 （1 2級）	訪問 介護 （3級）	介護職員 基礎研修	修出（ 旧） （注1） 視覚 障害 者 養成 者 研 外	行 動 援 護 従 事 者 研 修 （注1）	研 （ 基 礎 研 修 及 び 実 践	強 度 研 修 （注2）	重 度 訪 問 介 護 従 事 者	研 同 行 援 護 従 事 者 研 修 （注1）	学 院 視 覚 障 害 学 科	テ レ ビ シ ョ ン セン ター	国 立 障 害 者 リ ハ ビ リ	研 居 宅 介 護 職 員 初 任 者					介 護 職 員 初 任 者 研 修	居 宅 介 護 従 事 者 基 礎 課 程
居宅介護	身体介護	○	○	○	30%減算	○	30%減算	○							○	○	30%減算	○	30%減算		○	通院等介助 30%減算 （注6）	
	家事援助	○	○	○	10%減算	○	10%減算	○							○	○	10%減算	○	10%減算		○	通院等介助 10%減算 （注6）	
	乗降介助	○	○	○	10%減算	○	10%減算	○							○	○	10%減算	○	10%減算		○	10%減算 （注6）	
行動援護		注7	注7	注7		注7		注7		注5	注5				注7	注7					注5		注7
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○	○		○					○	○	○		○				
同行援護		注9	注9	注9	10%減算 （注9）	注9	10%減算 （注9）	注9	注9					注8	○	注9	注9	10%減算 （注9）		10%減算 （注9）			注11 10%減算
重度障害者等包括支援		家族介護を不可・資格要件は設定しない。																					

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。居宅介護を行うことができるのは、区市町村がやむを得ないと認める場合

（注3）「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者

（注4）3時間以上の場合は、635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

（注5）知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に1年以上従事した者

（注6）平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、知的障害者外出介護従事者養成研修を修了した者

（注7）令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に2年以上従事した者は、行動援護のヘルパー要件を満たしているものとする。

（注8）同行援護従事者養成研修（一般課程）に相当すると知事が認めた次の研修の修了者を含む。（平成23年9月30日において研修課程を修了した者及び同日において受講中の者が終了した場合に限る。）

ア 都が指定した事業者が実施する視覚障害者移動支援従事者養成研修（平成18年10月以降開講）

イ 都内区市町村が実施する視覚障害者移動支援従事者養成研修

ウ 当該養成研修を実施した区域の道府県において、「それに相当すると知事が認めた研修」とされている研修

エ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）（平成20年度以降開講）

（注9）視覚障害者・児の福祉に関する事業に直接処遇職員として1年以上従事した者。

（注10） 都では「東京都重度視覚障害者ガイドヘルパー養成研修」（平成10～14年度）、「東京都視覚障害者移動介護従事者養成研修（平成15～18年度）」

（注11） 「地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員」が従事する場合は、令和6年3月31日までの間、同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了したとみなす。
10%減算